

E i w a N e w s

新型コロナウイルス感染症関連支援策について

令和2年5月
(No. 178)

新型コロナウイルス感染症により生活や経済に甚大な影響が及ぼされていますが、皆様の健康と一日も早い収束をお祈りするとともに、多くの医療従事者の方々に心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症関連の各省庁による支援策についてご紹介いたします。

なお、詳細は各省庁のホームページ等でご確認くださいませようお願いいたします。(特別融資などを含む各種支援策が経済産業省よりまとめて紹介されていますのでご参照ください。)

[1] 持続化給付金について (経済産業省)

売上が前年同月比で50%以上減少している、資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等や個人事業者等が支給対象となります。

申請方法は、法人・個人ともに申請用ホームページでの電子申請となりますが、完全予約制による窓口での申請サポートも予定されています。

給付額は、以下の算式により計算する昨年1年間の売上からの減少分を上限とし、法人は200万円、個人事業者等は100万円です。

・売上減少分の計算方法

前年の総売上 (事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

[2] 雇用調整助成金について (厚生労働省)

雇用調整助成金とは、労働者に対して一時的に休業・教育訓練等を行った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

令和2年4月1日から6月30日までは、緊急対応期間として特例措置を実施することになり、申請書類に関して大幅に簡素化されました。また、計画届の事後提出が認められました。

雇用保険の被保険者以外も対象となり、短時間休業については部門・店舗等の休業も対象となりました。

休業を実施した場合の助成率は、4/5 (中小企業)・2/3 (大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小企業)・3/4 (大企業)) です。

なお、一定の要件を満たす中小企業については、助成率が更に拡充され、10/10となりました。

[3] 法人決算・監査等について

< 金融庁 >

有価証券報告書等の提出期限について、個別の申請を行わなくとも、一律に9月末まで延長することが公表されました。

<法務省>

定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます、との見解が公表されました。

<内閣府>

公益法人について、やむを得ない事由により、社員総会・評議員会・理事会を当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします、との通知がありました。

[4] 申告・納付期限の延長について

国税庁より、法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQが公表されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の個別延長が認められます。

[5] 新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予の特例について

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税については、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して概ね20%以上減少している等の一定の要件を満たす場合は、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例が設けられました。

[6] 欠損金の繰戻し還付について

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、繰戻し還付制度の適用対象法人が資本金1億円以下から資本金10億円以下の法人(大規模法人の100%子会社等は除かれます)へと拡大されました。

[7] 固定資産税等の軽減について

令和2年2月から10月までの任意の連続した3カ月間の収入が前年同期比30%以上減少した中小企業・小規模事業者の保有する設備や建物等に係る令和3年の固定資産税及び都市計画税が事業収入の減少幅に応じ、減免(1/2または全額)されることになりました。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。